

申請に対する処分

処分名	被保険者証の再交付
根拠法令	国民健康保険法施行規則第7条
所管課	国民健康保険課（名瀬）保険福祉課（住用）市民課（笠利）

1 審査基準

申請を行うことができる人

国民健康保険の被保険者が属する世帯の世帯主

申請の方法

「国民健康保険被保険者証再交付申請書」を提出する。

汚濁，破損による再交付申請の場合には，申請書にその被保険者証を添付する。（認め印が必要）

交付の要件

身分証明書で身分が確認できる場合は，即日被保険者証を発行する。身分が確認できない場合は，世帯主に郵送する。

2 標準処理時間

即日